

# 建築設計における 著作権とCM

2014.2.26

CMAJ 関西法令部会  
弁護士・弁理士 釜田佳孝

※ 無断複写禁止（著作権は弁護士・弁理士  
釜田佳孝にあります）



# 第1部 建築設計と著作権

## 1 建築設計契約における著作権の取扱い

四会連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款では以下のとおり

- ① 設計図書・建築物が著作物に該当するときは設計者が著作権者（9条）
- ② 施主は設計者の著作権を1棟の完成のためのみに利用可（10条）
- ③ 施主は②の目的や増築、改築、修繕、模様替え、維持、監理、運営、公報等に必要な範囲で、著作物の複製、変形、翻案、改変、その他修正ができる（10条）。
- ④ 施主は著作物になる設計図書又は建築物の内容を公表できるが、設計者は施主の承諾がないと公表できない（11条）。
- ⑤ 設計者は施主が承諾をしないと設計図書又は建築物の著作権を譲渡できない（12条）。

## 2 著作権法では、建築設計や建築物（設計成果物）をどのように取り扱っているか。

- ① 設計図書→「図形の著作物」（著10条1項6号）
- ② 建築物 →「建築の著作物」（著10条1項5号）  
設計図書にしたがって建築した場合も複製になる（著2条1項15号口）。
- ③ 著作物となる設計図書や建築物→設計者が著作権者
  - ・ 複製権、翻案権、譲渡権を独占
  - ・ 著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を独占  
ただし、施主（所有者）は増築、改築、修繕、模様替えをすることができる。

### 3 著作権で保護される（独占できる）とはどういうことか。

#### （1）著作権のある建築物や設計図書は許諾がないと利用できない。

- ① 設計者の許諾がないと、設計図書はコピーできない（複製権）。
- ② 設計者の許諾がないと、設計図書の建物を建てれない（複製権）。
- ③ 設計者の許諾がないと、完成した建築物と同じ建物を建てれない（複製権）。
- ④ 設計者の許諾がないと、設計変更できない（翻案権）。
- ⑤ 設計者の許諾がないと、設計図書を第三者に公表できない（公表権）。
- ⑥ 設計図書を第三者に提示する場合は設計者の意図にそった氏名表示をしなければならない（氏名表示権）。
- ⑦ 設計者の許諾がないと、完成した建物を変更できない（同一性保持権）。

ただし、施主（所有者）は前記のように許諾なく増築等ができる。

※ 適法に前記のことをしようとなると、許諾（ライセンス）が必要となる。

(2) 著作権のある建築物や設計図書を無断で利用するとどうなるか。

① 民事責任

差止・廃棄（工事の中止、コピーした設計図書の廃棄、建物の撤去）、損害賠償請求（著112条, 114条）

② 刑事責任

10年以下の懲役or/and 1000万円以下の罰金（著119条）

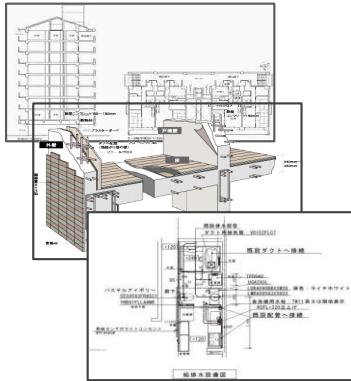
## 4 著作権で保護されることによるメリット・デメリット

- ① 著作権のある建築設計は独占できるため、創作価値に見合った設計報酬を獲得できたり、ライセンスによる使用料を得ることができる。
- ② 安易に既存の建築設計を借用できなくなることや、経済的・社会的な動機から、設計のコンペティター間では創作性の高い建築設計をしようとする競争意識が働くため、建築設計のクオリティーの向上が図られる。
- ③ 相対的に、設計費用の増額につながる。
- ④ 設計者間の競争が促進される結果、勝者と敗者の格差が拡大する。

# 5 実際に著作権で保護される建築設計とは

## (1) 設計図書

### ① 設計図面



**意匠図** – 平面図、立面図、断面図に著作物性が認められる可能性がある。

**構造図** – 一般的に著作物性は認めにくい。

**設備図** – 一般的に著作物性は認めにくい。

### ② 仕様書



**特記仕様書** – 場合によっては著作物性が認められる可能性がある。

**標準仕様書** – 一般的に著作物性は認めにくい。

# 裁判例に見る紛争パターン

## 【設計図書の著作権侵害】

### A 施主無断利用タイプ

設計者が施主に渡した設計図書を、施主が他の設計者に発注した際に無断複製、無断変更等？

- ① S52 きたむら建築設計図事件
- ③ S54 小林ビル設計事件
- ④ S60 浅野ビル設計図事件
- ⑤ H3 シノブ設計事件
- ⑨ H10 ビル修復工事図面事件
- ⑩ H12 ショッピングセンター建築設計図事件
- ⑯ H14 カイ設計事件

なお、施主自ら製造した事例として

- ⑦ H4 建築用外装資材図面事件
- ⑧ H4 建築用外装資材図面控訴事件

## B コンペ関係者無断利用タイプ

ア 参加のグループを組んだ施工会社が設計図書を無断利用？

- ⑪ H12 ニューシティKOMYOマンションコンペ事件
- ⑫ H12 ニューシティKOMYOマンションコンペ控訴事件

イ 参加の他の設計施工会社が設計図書を無断利用？

- ⑯ H15 フランステレコム事務所コンペ事件

ウ 同じ行政の他のコンペにおける工事で設計・施工者が設計図書を無断利用？

- ⑬ H13 東中コンペ事件

## C その他タイプ

住民が情報公開を求めた文書に設計図書が含まれており、その著作物性が問題となつた（公表権）。

- ⑥ H 3 神奈川県公文書公開条例事件
- ⑯ H 14 高槻市情報公開事件

# 【完成建物（完成物）の著作権侵害】

## A 完成建物（完成物）からの無断利用タイプ

完成建物から他の設計者・施工者が設計図書を無断複製・翻案等？

- ② S 54 冷蔵倉庫設計図事件
- ⑯ H 15 グルニ工・ダイン事件

## B 完成建物（完成物）の無断変更 施主が完成建物（完成物）を改変（同一性保持権侵害）？

- ⑯ H 15 ノグチ・ルーム移築事件
- ⑳ H 25 新梅田シティ内庭園事件

# 裁判例における著作物の成否

## 【設計図書】

### A 肯定例 すべて建築物

- ① S 5 2 きたむら建築設計図事件
- ③ S 5 4 小林ビル設計事件
- ④ S 6 0 浅野ビル設計図事件
- ⑤ H 3 シノブ設計事件
- ⑥ H 3 神奈川県公文書公開条例事件
- ⑩ H 1 2 ショッピングセンター建築設計図事件
- ⑪ H 1 2 ニューシティKOMYOマンションコンペ事件
- ⑫ H 1 2 ニューシティKOMYOマンションコンペ控訴事件
- ⑬ H 1 3 東中コンペ事件
- ⑮ H 1 4 高槻市情報公開事件
- ⑯ H 1 5 フランステレコム事務所コンペ事件

## B 否定例

### 建築物の設計図書

- ⑨ H10 ビル修復工事図面事件
- ⑯ H14 カイ設計事件

### 建築用外装資材の設計図

- ⑦ H4 建築用外装資材図面事件
- ⑧ H4 建築用外装資材図面控訴事件



## エスキース 肯定例のみ

- 21 エスキース事件
- 22 エスキース事件控訴審

## 【建築物（完成物）】

### A 肯定例

- ⑯ H15 ノグチ・ルーム移築事件
- ⑰ H25 新梅田シティ内庭園事件

### B 否定例

- ⑯ H15 グルニエ・dain事件

## 【建物内部】

「ノグチ・ルーム移築事件」では、建物内部の談話室であるノグチ・ルームも著作物とした。

しかし、一般的に裁判例や学説は建物の外観のみに著作物性を認める傾向

# 裁判例における著作物の成否のポイント

## 【設計図書】

### 1 対象建築物の特性

設計者の創作性が発揮できる対象建築物かどうか。

- ・否定例－自宅
- ・肯定例－ショッピングセンター、大型スーパーマーケットとマンションの併存建物、医薬総合研究所、事務所

### 2 作図上の工夫

一般的な設計図書との比較において作図上の工夫がなされていれば肯定要素となる。

### 3 設計図書作成における期間、労力等

作成における期間、専門的能力者の延べ人員、コスト、過去の業績など多いほど肯定要素となる。

# 【建築物（完成物）】

## 対象建築物の特性

- ・否定例－一般住宅

同種設計により同種の建築物を複数建てるといった場合は否定要素となる。

- ・肯定例－庭園

実用性の観点から建物と異なり肯定される可能性が高い。

現在の裁判所の考え方ではハードルが高いが、当該建築物に格別の美的觀賞性を備えていれば「建築藝術」とまでいえなくとも肯定すべきという考え方もある。

# 第1部 まとめ

## 1 設計図書

対象建築物の特性、作図上の工夫、期間・労力等に力点を置けば意匠画面を中心として著作権による保護を受けれる可能性がある。

## 2 建築物（完成物）

一般住宅でない、一品製作の建築物で、設計者の個性を發揮したものであれば、著作権による保護を受けれる可能性がある。

### ※ 建物内部

建物内部の創作性の価値をもっとアピールすべき

## 3 知的財産の活用

設計者の創作性が發揮された知的成果物は一定期間創作者に独占権を認めて、創作性発揮のインセンティブを図るべき。知的財産の活用を意識的にしないと他の知的事業者との競争に負けてしまう。

# 第2部 CMは建築設計の著作権とどう取り組むべきか

## A これまでの業務と著作権問題

- ① 今まで、建築設計について著作権が問題となったことがあるか。
- ② 他人の建築設計を利用して当該設計がされた事例を見聞きしたことはあるか。そのとき、設計者の許諾を取った、費用を支払っていたか。
- ③ 自分の建築設計を利用して当該設計がされた事例を見聞きしたことはあるか。そのとき、他者は許諾を取ったり、費用を支払っていたか。
- ④ 建築物に対する著作権の保護の程度につき、裁判例のような基準をどう考えるか。
- ⑤ 施工者は著作権で保護される設計図書、建築物をどう考えるか。

# B 建築設計の知的成果物を著作権以外で保護できないか。

## 1 契約での確保

- ・ 設計図書の利用に関する取り決めをする。
  - 1) 無断複製・改変の禁止
  - 2) 第三者開示の禁止
  - 3) 設計図書に基づく建築の機会制限  
(目的建築物のみOK)
  - 4) 著作権を含め設計図書の知的成果物の権利帰属を明確にする。

## 2 意匠権での確保

- 不動産では意匠権は取れないが、組立家屋など動産とみなされれば可能。建物の各構成部分をパツ（屋根、天井、壁、床、階段など）として取ることは可能。

土木建築用品（仮設工事用品、土木構造物及び土木用品、組糧家屋、屋外装備品、建築用構成品、建築用内外装材、建物用構造材、枠材等）として意匠登録する。

## 3 特許権、実用新案権での確保

- 機械的、技術的構成要素が含まれていれば可能。  
(例) 特許第5204329号 建築物

**C CM r は建築設計における著作権や知的財産の取扱いの現状とどう取り組むべきか。**

- 1 コスト管理者としてのCM r**
  - 2 適正な建築価値の実現者としてのCM r**
- ※ CMA JのCM約款6条～8条参照

ご清聴  
ありがとうございました。